## 社会福祉法人高太会 役員及び評議委員の報酬に関する規定

## (定義等)

- 第 1 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 役員とは、社会福祉法人高太会の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、社会福祉法人高太会の評議員をいう。
- (3)報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂

行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問 わない。費

用とは明確に区分されるものとする。

(4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む)及び手数料等の経費で

あって、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第 2 条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人高太会定款第 8 条及び第 21 条に定める通り無報酬とする。

(公表)

第3条 社会福祉法人高太会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号 に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は平成29年6月13日(定時評議員会の決議日)から施行する。